

連載

「消費税増税!」準備は大丈夫ですか? ②

税理士・久保 聡 (旭日税理士法人)



来年の4月まで半年を切り、これから消費税増税に対応する準備も慌しくなるでしょう。その中でも、2013年3月から4月にかけての取引については、さまざまな疑問が出てくると思えます。そこで、今回は「施行日(平成26年4月1日)をまたぐ取引の取り扱い」を紹介しましょう。

①旅客運賃等 4月以降に乗車等する前売り指定席券、回数券や定期券は、3月中に購入すれば経過措置により消費税は5%になります。4月以降の出張や従業員の通勤定期代は気をつけたいところです。ただし、3月中にスイカやパスモなどのICカードに現金をチャージしても、4月以降に利用した分の消費税は8%になりますので注意してください。また、4月以降に上映される映画の前売りチケットやプロ野球の年間

②電気料金等 電気、ガス、電話などの料金で4月中に料金が確定するものは、経過措置により消費税は従来の5%になります。たとえば、検針等の算定期間が3月21日から4月20日と

③リース取引 リース取引は、物を借りて賃借料を払うオペレーティング・リースと資産を割賦購入するのと等しいファイナンス・リースに分かれます。オペレーティング・リースと平成20年3月31日以

④貸し倒れ・返品・値引き等 消費税の納付額は、預かった消費税から支払った消費税を控除して計算します。貸し倒れや返品・値引き等があった場合は、その分の消費税も含めて控除します。施行日前に発生した売掛金等が施行日以後に貸し倒れた場合や施行日前の売上(仕入)について、施行日以後に返品・値引き等をした(受けた)場合は、消費税率は5%で計算することになります。今後

施行日をまたぐ取引 3月中購入で5%の場合も

なっている場合です。ただし、水道料金のように3月21日から5月20日という2カ月毎の検針等の場合は、対象になる部分の計算が必要になります。また、携帯電話やインターネットの料金も経過措置の対象になります。インターネットの料金が、インターネットの料金は注意が必要です。多段階制の場合は経過措置の対象になります。定

前に契約したファイナンス・リースは、経過措置が適用されますが、平成20年4月1日以後に契約したファイナンス・リースは経過措置の対象になりません。リース物件を引渡日に購入したものと

た消費税を控除して計算します。貸し倒れや返品・値引き等があった場合は、その分の消費税も含めて控除します。施行日前に発生した売掛金等が施行日以後に貸し倒れた場合や施行日前の売上(仕入)について、施行日以後に返品・値引き等をした(受けた)場合は、消費税率は5%で計算することになります。今後

消費税 4月から8%に

1日正式に閣議決定

安倍晋三首相は1日、2014年4月から消費税税率を8%に引き上げる方針を政府・与党政策懇談会で表明。夕方に行われた閣議で正式に決定した。

決定は、日銀短観などの指標を踏まえた上で、行

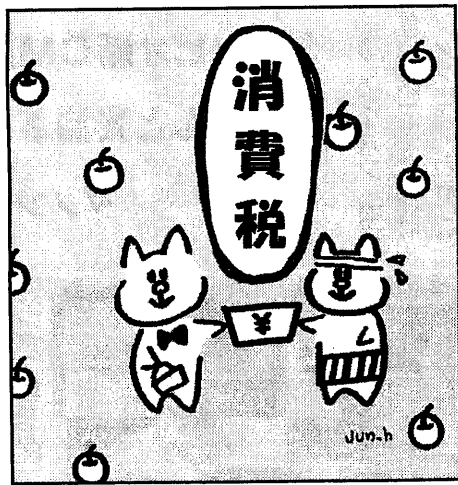
来々4月の消費税率の引き上げを控え、商品価格の税抜き表示の容認を盛り入った法律が今月1

「税抜き表示」容認へ

特別措置法、1日より施行

日から施行された。従来は小売店などで表示される販売価格について、商品の本価(消費税を

月以降に販売される商品に関して「増税分の値引き」を謳う「消費税還元セール」の禁止や、増税による値上げについての「転嫁カルテル」を特別に容認するといった盛り込まれている。



は、貸し倒れた売掛金等の発生や、返品・値引き等がいつの売上(仕入)プロフィール 旭日税理士法人 税理士を中心に、弁護士、社会保険労務士、行政書士などが所属する税理士法人。「VALUE CREATION」のテーマのもと、自ら考え、また横断的なチームワークで対応する形態をとっており、特に法人の税務対策には定評がある。経済産業局認定経営革新等支援機関。 久保 聡 旭日税理士法人理事、副所長・東京事務所長。会社の税務を得意とし、東京を拠点に仙台でも活動。「クラ イアントと共に成長すること」をモットーに、細やかで、かつ、迅速な対応を心掛ける。